

一、昭和七年十月二十一日會社規定廃止俸給を固定給料と
なし給料に含む歩合制度を廃止、

イ運轉手給料は一ヶ月六十圓以上とす

ロ男車掌は一ヶ月十圓以上と十組し入社三ヶ月未滿の者は五圓以上とす

ハ女車掌は日給入拾錢以上とす

二、就業時間は九時間以内とす

イ早出、午前六時より午後三時迄

ロ早出、午後三時より午後十一時迄

ミ遅出、午後四時より午後十二時迄

シ監督者を運轉手より二名選出すること

四、食事時間を三十分與へ車庫内に食事場所を設備すること

ト

五、會社の指定せる宿料を善參照以内と十組し下宿先は各人各自手交

六、車輛は運轉上不完全なる箇所は充分に修理すること

七、一車輛に對し二名の責任運轉手及一名の責任男車掌を定め車輛の手入及修理を責任を以てなす事

八、給料日を確定し給料日には過滞なく支拂上事

九、此度の爭議に對し絶對機性者を出さざる事

一〇、公休日を一ヶ月二日間運轉手車掌共與へる事

一一、争議中の日數は出勤したるものとす

一二、争議中の費用金額負擔

2、會社側の態度

内社は使用自動車數二十九臺を有するが車輛開拓七の七臺を筆頭に所有者九名（一臺至七臺）の持寄りにして株式會社として社長は吉原六三郎なるも會社經營の實